

平成一二年一〇月二七日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官 伊藤晴美  
平成一二年九月二二日口頭弁論終  
結)

判 決

東京都調布市

原 告

東京都新宿区西新宿二丁目八番一号

被 告

M R K O N O

野 秋 石 東  
上 山 原 京  
三 哲 慎 太 郎  
恵 也 郎 都

右 代 表 者 知 事  
右 指 定 代 理 人

同主文  
島田恭一郎  
録田信一

主文

一 原告の請求を棄却する。

二 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第一 請求

被告は、原告に対し、一〇五万七六〇〇円及びこれに対する平成九年八月二八日から支払済みまで年五分の割合による金員を支払え。

第二 本案の概要

本件は、以前に原告が被告に対して提起した損害賠償請求訴訟において、被

告が証拠を偽造又は変造したため、原告の請求が棄却されたと主張して、国家賠償法一条一項及び不法行為（使用者責任）に基づく損害賠償として、右訴訟の印紙代及び慰謝料の支払を求める事件である。

#### 一 請求原因

1 原告は、東京無線タクシー代々木自動車株式会社の乗務員である。

2 (一) 原告は、平成五年九月二三日、乗客一名を乗せタクシーを運転中、交通事故にあつた（以下「本件事故」という。）。

(二)(1) 原告は、被告に対し、警視庁葛西警察署（以下「葛西警察署」とい

う。）の司法警察員が検察官に対する本件事故の事件送致を遅らせたこと及び同署が必要書類の送付を遅延したため交通事故証明書の発給が遅れしたことなどを理由に慰謝料の支払を求める損害賠償請求訴訟（東京地

方裁判所平成九年(丙)第二五四三号事件。以下「前訴」という)を提起した。

(2) 葛西警察署において、自動車安全運転センター東京都事務所(以下「安全運転センター」という)に対し、交通事故証明書の発給に必要な書類を送付するためには、原告の診断書が必要であるところ、前訴における被告指定代理人は、同署が原告から診断書を受領したのが平成五年一二月一四日であり、同署はその翌日に右書類を安全運転センターに送付したから、その事務処理に遅延はないなどと主張し、平成九年八月二七日の前訴第三回口頭弁論期日において、右主張に沿う証拠として、診断書(松田病院の分二通と田中医院のもの一通)及び平成五年一二月一三日付けの郵便に関する料金の納付を表す証票(以下「証票」とい

う。」が貼付され、同月一四日付の通信日付印が押捺された封筒（以下「本件封筒」という。）を提出した。

- (3) 東京地方裁判所は、前訴において、原告が主張する葛西警察署の司法警察員による遅延行為はなかつたなどとして原告の請求を棄却する判決をした。

3 しかし、原告は、東京地方検察庁に対し、平成五年一二月三日、松田病院作成の診断書を提出しているが、この際、それ以前に同病院から取得していいた診断書（以下「当初診断書」という。）は既に葛西警察署に提出しており、手元になかつたことから、同月二日、同病院から診断書の再発行を受け、これを東京地方検察庁に提出した。そして、原告が、東京地方検察庁に提出するため、同月二日、松田病院から診断書の再発行を受けている以上、葛西

警察署に對して松田病院の當初診断書を提出したのがそれ以後の日である同月一四日であつたということはあり得ない。

それにもかかわらず、2[2]のとおり、前訴における被告の指定代理人が、原告から送付を受けた封筒として平成五年一二月一三日付け証票が貼付され、同月一四日付け通信日付印が押捺された本件封筒を提出したことからすると、被告指定代理人人は、松田病院の當初診断書及び田中医院の診断書が葛西警察署に提出された時期を平成五年一二月一四日であつたかのように見せかけるため、証票及び通信日付印部分を偽造又は変造した本件封筒を証拠として提出したことが明らかである。

4 原告は、被告指定代理人の右行為により、前訴の貼用印紙代五万七六〇〇円の損害を被つたほか、筆舌に尽くしがたい精神的苦痛を被り、これを慰謝

するのに要する費用は一〇〇万円を下らない。

5 よつて、原告は、被告に対し、国家賠償法一条一項又は民法七一五条一項の使用者責任に基づく損害賠償として、一〇五万七六〇〇円及び右不法行為の日の翌日である平成九年八月二八日から支払済みまで民法所定の年五分の割合による遅延損害金の支払を求める。

## 二 請求原因に対する認否

1 請求原因1の事実は認める。

2 請求原因2の事実のうち、原告が、東京地方裁判所に対し、被告を相手方として、葛西警察署の本件事故に関する検察官送致及び事故証明書発給のための書類の送付の遅延などを理由とする損害賠償を求める前訴を提起したこと、前訴における被告指定代理人が平成九年八月二七日に開かれた前訴第三

回口頭弁論期日において、松田病院の当初診断書二通及び旧中医院の診断書の写しとともに本件封筒を書証として提出したこと、東京地方裁判所が、原告の請求を棄却する旨の判決を言い渡したことは認め、その余の事実は不知又は否認する。

### 3 請求原因3及び4の各事実を否認する。

#### 三 被告の主張

原告の請求は、帰するところ、前訴の事実認定に瑕疵があるとして、前訴で認定された事実と異なる事実の認定を求めるものである。法的安定性や再審制度の存在意義などを考慮すれば、再審により前訴判決が取り消されたなどの特別の事情のある場合でない限り、右請求は許されないというべきであり、原告はかかる特別の事情について何ら主張立証をしていないから、本訴請求は許さ

れない。

### 第三 当裁判所の判断

一 争いのない事実に加え、後記の証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実を認めることができる。

1 原告は、平成五年九月二三日、乗客の進藤 を乗せてタクシーを運転中、東京都江戸川区内において追突され、受傷した（本件事故）

2 原告は、本件事故による負傷について、平成五年一〇月八日、医師松田政勝作成に係る原告及び進藤 の当初診断書（乙二、三）、同年一一月二日、医師田中宏作成に係る原告の診断書（乙四の原本）を取得した（以上の三通の診断書を併せて、以下「本件診断書」という。）。

3 原告は、松田病院から、平成五年一二月二日、当初診断書とは別に診断書

を取得した（甲九、一〇の1、2）。

4 原告は、3記載の診断書を添附し、東京地方検察庁に平成五年一二月四日配達された告訴状をもつて、本件事故につき加害者を告訴したが、右告訴状には、当初診断書を提出したころから、葛西警察署は検察庁に対する事件送致を渋るようになつたことが記載されている（甲四の1、2）。

5 原告は、東京地方裁判所に対し、本件事故につき、葛西警察署の司法警察員による検察官への事件送致が遅れ、また、同署が本件事故に係る事故証明書の発給に必要な書類の送付を遅延したことなどを理由として、被告を相手方として損害賠償請求訴訟（前訴）を提起した。

6 平成九年八月二七日に開かれた前訴第三回口頭弁論期日において、被告から本件診断書（乙二ないし四）。ただし、乙四の田中医院の診断書は写しであ

る) 及び本件封筒(乙一の1、2)が提出され、本件封筒には、平成五年(一九九三年)一二月一三日付けの証票が貼付され、また、同月一四日付けの通信日付印が押捺されていた。原告の請求を棄却した前訴の判決においては、その理由中で、平成五年一二月一四日になって原告から葛西警察署宛に診断書が提出され、同警察署所属の巡査部長は、その翌日には交通事故証明書の発給に必要な書類を安全運転センターに送付したとの被告の主張について、原告があえて争わないと述べた旨が記載されている(甲三)。

二 原告は、本件封筒に貼付されている証票及び押捺されている通信日付印の印影は偽造又は変造されたもので、右各日付は、実際には原告が本件事故につき加害者を告訴した平成一二年一二月三日より前の日付のはずであると主張する。前記事実関係、とりわけ、原告が、平成五年一二月二日、松田病院から診断

書の再発行を受けていること、告訴状に前記一四の記載をしていることからすると、原告は、当時、主觀的には葛西警察署に対し、松田病院の当初診断書を既に提出しており、手元には残っていないと認識していたと認めることができる。しかし、原告が松田病院から診断書の再発行を受けたという事実と原告の手元に当初診断書が残っていた事実とは、客觀的には何ら矛盾抵触するものではないこと、原告は、本件第三回口頭弁論において、松田病院の当初診断書を葛西警察署に送付した時期及び手段については、記憶が明確でないことを自認しているだけでなく、前訴においては、葛西警察署に対して診断書を提出していること、本件封筒に貼付されている平成五年一二月一三日付けの証票及び同一月一四日付けの通信日付印を子細に検討しても、これらが偽造又は変造された

ものであることをうかがわせる形跡はないことを併せ考慮すると、原告が、その主観的な認識どおり、同年一二月三日以前に、当初診断書を同署に提出していたと認めるには足りないものというよりほかはない。その他、本件全証拠を精査しても、右証票及び通信日付印が偽造又は変造された旨の原告の主張を認めることに足りる証拠はない。

三　以上によれば、その余の点について判断するまでもなく、原告の請求は理由がないので、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第二五部

裁判長裁判官

綿

引

万里子

右は正本である

平成22年10月27日

東京地方裁判所民法第25部

裁判所書記官 伊藤晴美



裁判官

生

野

考

司

裁判官

餘

多

分

宏

聰